平成２１年（フ）第３１号
福岡県糸島市志摩桜井463番地
破産者　志摩コンクリート工業株式会社
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第３５１７号
札幌市東区丘珠町692―１、商業登記簿上の本店所在地札幌市白石区中央２条４丁目４番36号
破産者　株式会社新日本重機
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９４号
福島県いわき市平谷川瀬字根木作111番地の３
破産者　株式会社平和印刷所
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第７７３号
東京都町田市成瀬台１丁目19番地９ベルボナール成瀬台Ａ―101
破産者　高橋　　功
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５０５号
横浜市神奈川区青木町３番地13
破産者　有限会社サムズアップ
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４８１号
横浜市港北区新横浜１丁目14番20号
破産者　株式会社エコシステム
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５０６号
神奈川県厚木市船子87番地の１
破産者　アイ・エム・ケイ有限会社
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６４４号
横浜市磯子区磯子２丁目28番26―509号
破産者　有限会社やよいツーリスト
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８９号
相模原市中央区相模原１丁目８番17号　ハイツ八番館101
破産者　株式会社ＨＥＡＤＳ
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１７６号
兵庫県明石市魚住町長坂寺715番地の１
破産者　株式会社タカラ住研
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第７１号
島根県松江市東出雲町内馬1416番地２
破産者　マツエ鐵筋有限会社
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７２号
島根県松江市八雲町日吉290番地７
破産者　長浦　伸哉
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２１５１号
福岡県筑紫郡那珂川町王塚台１丁目171番地、前住所福岡県筑紫郡那珂川町片縄９丁目32番地　ハイムあかしや106号
破産者　丸田ルミ子（旧姓野元）
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３８９号
仙台市宮城野区福室４丁目16番36号
破産者　泉田　八男
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８３号
仙台市泉区南光台東２丁目19番16号　レオパレス南光台東205
破産者　日下しのぶ
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１９６号
仙台市太白区三神峯２丁目２番28号　ゴールデンハイツ岩谷Ｅ棟207、申立時の住所仙台市太白区砂押南町４番17号
破産者　浅野　文江
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２３７号
仙台市若林区南小泉字八軒小路29番地の10
破産者　木村美和子
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３５１号
埼玉県ふじみ野市福岡中央１丁目１番20号中央田中ビル107、開始決定時の住所仙台市泉区南光台４丁目24番12号
破産者　伊藤　克美
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３６８号
宮城県宮城郡利府町しらかし台１丁目１番地35
破産者　伊藤　貞子
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３３号
埼玉県春日部市薄谷95番地１　薄谷ハウスＢ棟201号、開始決定時の住所埼玉県春日部市米島929番地８
破産者　藤井　　平
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係